

中小企業版事業再生ガイドラインを利用した 廃業型私的整理手続における留意点

庄崎 裕太
Yuta ShozakiPROFILEはこちら 

1. はじめに

令和4年4月に中小企業の事業再生等に関するガイドライン(中小版GL)の運用が開始されてから、1年半が経過しました¹。中小版GLに基づく計画策定にあたっては、中小企業活性化協議会における経営改善計画策定支援事業(405事業)において、DD費用、計画策定支援費用、伴走支援費用の3分の2(上限あり)の補助を受けることができます。かかる補助金との関係では、中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小企業活性化全国本部)が「経営改善計画策定支援事業(ガイドラインに基づく計画策定等の支援<中小版GL枠>)マニュアル・FAQ」(本マニュアル)を公表しておりますので、本稿では、中小版GLを利用した廃業型私的整理手続との関係で、特に留意すべき点をご説明いたします。なお、本マニュアルは、今後、改訂・変更される可能性がありますのでご留意ください。

2. 対象となる事業者について

中小版GLを利用した廃業型私的整理手続を進めるにあたっては、中小版GLの中で定められている要件を充足する必要がありますが、これに加え、405事業の補助を受けるためには、対象となる事業者について、本マニュアルQ2-1-3を参照する必要があります。その中でも、特に留意する必要がある点は以下のとおりです。405事業の補助を検討する場合には、中小企業活性化協議会に照会することが安全です。

(1) 1行取引の事業者(取引の事業者)

本マニュアルでは、1行取引であっても、信用保証協会による保証付き借入れがある場合は、信用保証協会による代位弁済の実行の前後にかかわらず利用可能とされています。他方で、1行取引で信用保証協会による保証付き借入れがない場合(プロパーのみの場合)は、405事業の補助を受けることができないとされており、この点については、後者の場合は複数の金融機関の間における調整・協議等が必要ではなく、対象事業者と1行取引先との相対協議を行うにすぎないことを勘案して、このような運用になっているようです。

(2) 廃業済みの事業者

事業者が、一時停止の要請の時点で(一時停止の要請を行っていない場合は利用申請の時点で)、既に実質的に廃業済みの場合は405事業の補助を受けることができない、とされており、そして、実質的に廃業済みとは、①事業による売上げが計上されていない、②全ての事務所・営業所を閉鎖している(登記住所等での営業が確認できない)、③従業員がいない、④その他、事業が継続されていることが確認できない、というような事情を考慮して判断される、とされています。これらの要素については、どれか1つでも当てはまれば405事業の補助を受けることができないというものではないと考えられますが、複数項目に当てはまる場合は、事前に中小企業活性化協議会に相談するとよいと思われます。

特に、廃業型私的整理手続を利用することを検討する会社

1: 当事務所の中小版GLに関する特集記事については、こちらをご覧ください。https://www.ohebash.com/jp/feature/2022_JS_Features.php

については、資金流出が続いていることが多く、その場合は速やかに事業を停止して弁済原資を確保する必要があります。しかしながら、事業の停止を急ぐあまりに、一時停止の要請の段階で実質的に廃業済みとなってしまうと、405事業の補助を受けることができなくなる可能性があるため、十分に注意する必要があります。

3. 経済合理性について

中小版GL5.(3)①ハに規定されるとおり、廃業型私的整理手続に定める弁済計画案においては、「破産手続で保障されるべき清算価値よりも多くの回収を得られる見込みがある等、対象債権者にとって経済合理性があること」が要件となっています。中小版GLによって、「取引債権者や買掛先に対しては全額を支払い、金融機関の借入れに対しては残った資産で払って残額につき債権放棄を受けることが無条件で認められた」ということではありませんので、注意する必要があります。

この点に関して、本マニュアルQ2-1-4④においては、「経済合理性の判定において、本事業に基づく協議会からの支払額を加味しなければ、経済合理性が満たされない場合」は、405事業の補助を受けることができない、とされております。そのため、弁済計画案を作成する中では、例えば、以下のような方法で経済合理性を確保することを検討します。

- ・ケース①: 償却済みの機械設備について、社長の伝手を利用して相当額で換価処分することができた。

- ・ケース②: 同業他社に一部の取引口座を引き継ぐことができた、一定の対価を受領することができた。

- ・ケース③: 賃借物件を第三者に引き継ぐことができたため、明渡費用が発生せず、敷金を満額回収することができた。

また、廃業型私的整理手続においては、支援専門家が、事業停止前後のサポート、DDの実施、資産換価や清算手続を行うことが多く、このような支援専門家の立場は、破産申立代理人と破産管財人を兼務するような役割に近いと考えられます。もっとも、廃業を行うには、DDや不動産鑑定等の費用が必要になり、手続が長期になるケースもあるため、専門家費用は単純破産における手続費用(申立費用、管財人報酬等)よりも高額となる場合もあります。このような場合も、405事業の補助を加味せずに経済合理性を確保できることが必要となります。

4. おわりに

最近、新型コロナウイルス感染症による消費マインドの低下は落ち着きを見せておりますが、円安による影響や材料費・人件費の高騰等に加え、いわゆるコロナ融資の元本返済や公租公課の延納分の支払が始まる等、中小企業の経営・資金繰りは依然厳しい状況が続いております。廃業や代表者の再スタートを円滑に進められるように、所内でも事例を集積・共有していきたいと思っております。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】